

指定申請等の電子化及び登記情報提供サービスの登録について

指定申請等の電子化について

令和6年度より、指定申請、変更届等の申請・届出が、持参や郵送、メールでの提出から「電子申請・届出システム」（以下、システム）を使用した提出に変更となっております。

これに伴い、**持参、郵送、ファックス、メール等では受付せず、原則システムでの提出**となります（登記事項証明書を除く）。

なお、システムを使用する際は、事前に**G ビズ ID**というアカウントの作成が必要で、作成に2～3週間時間を要しますので、現在取得していない事業所につきましては**直ちに取得**いただくようお願いいたします。

登記情報提供サービスの登録について

電子申請・届出システムで登記事項証明書を提出する場合は、「**登記情報提供サービス**」から**取得した照会番号を記載した任意様式で添付**していただきます。指定（許可）申請や法人所在地等の変更に伴う届出を行う際に必要となります。なお、登記情報提供サービスも事前にアカウントの作成が必要となり、申込手続きには、約1か月程度要しますので、現在取得していない事業所につきましては**直ちに取得**いただくようお願いいたします。

※**紙の登記事項証明書をスキャンし、送付することは認めておりません**ので、ご注意ください。

※**登記情報提供サービスではなく、登記事項証明書を提出する場合は、原本を持参若しくは郵送**でご提出ください。

〈参考〉

- ・指定申請等の電子化・G ビズ ID の取得・登記情報提供サービスの登録について
川口市ホームページ→組織から探す→福祉部→介護保険課→介護保険事業者向け情報→事業者指定関係情報→介護サービス事業所の指定に係る申請・届出等の電子化について
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushasitei/44563.html>